

様式第1号

地域交流スペース利用申込書

社会福祉法人たまん福祉会
理事長 殿

申請者 _____

代表者名 _____ 印

住 所 _____

連絡先 _____

社会福祉法人たまん福祉会地域交流スペース利用規程を遵守し、下記のとおり施設の使用を申し込みます。また、使用における一切の責任は当方で負い、貴法人に迷惑をかけないことを誓約します。

会議名称	
使用目的	
使用日時	年 月 日 時から 時 ※準備・清掃時間も含みます。
使用責任者	
責任者住所	
責任者電話	
参加予定人数	
持込装置等	有 () ・ 無
貸出設備 備 品	・テーブル (個) ・イス (個) ・IHコンロ ・冷蔵庫 ・エアコン ・その他 ()
備 考	
上記のとおり許可します。 年 月 日 社会福祉法人たまん福祉会 理事長 印	

社会福祉法人たまん福祉会 地域交流スペース利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人たまん福祉会の地域交流スペースの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第2条 利用申請者は、所定の申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、当法人へ提出する。

- 2 利用手続は、利用希望する日の前月1日から受け付けを行う。
- 3 中学生以下の利用は必ず保護者同伴とする。また、高校生のみ利用は保護者又は担任教諭等の申請者を記入する。

(利用承認等)

第3条 当法人は、その利用の承認及び非承認について、その旨を利用申請者に通知又は電話連絡するものとする。ただし、公共又は公用のため実施する事業は優先して許可する。

- 2 当法人が、地域交流スペースの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、地域交流スペースの利用を許可しない。

- (1) 利用が営利目的・宗教的集会と認められたとき
- (2) 利用が公序良俗に反する恐れがあると認められたとき
- (3) 来館者・会場周辺及び近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- (3) 建物又はその付属物を汚損し、もしくは破損する恐れがあるとき
- (4) その他、管理及び社会通念上支障があると認められるとき

(利用料)

第5条 利用料は原則無料とする。ただし、次の各号に該当する項目に応じ支払うものとする。

- 2 光熱費として1時間につき100円(エアコン利用の場合は150円)を徴収する。

(厳守事項)

第6条 利用者は、次の各号に該当する項目を厳守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた以外の施設又は設備、器具等を使用しないこと
- (2) 許可なく建物、ガラス等に広告物を掲示し、または釘類を打ち込まないこと
- (3) 許可なく火気を使用しないこと
- (4) 許可なく器具、什器等を施設外に持ち出さないこと
- (5) 許可なく危険もしくは不潔な物品または動物を持ち込まないこと
- (6) 利用申込と異なる使用をしないこと
- (7) 喫煙をしないこと
- (8) 指定された場所以外へ駐車をしないこと
- (9) 飲食物を出す場合には必ず当法人の承認を得ること
- (10) 飲食等に伴うごみは利用者の責任において持ち帰ること
- (11) 使用後は必ず清掃を行うこと

(入館の制限)

第7条 当法人は、前条の規定に違反し、または次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設への入館を禁止し、または退館を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病があると認められる者
- (2) 他人に危害または迷惑を及ぼす恐れのある者
- (3) その他、管理又は社会通念上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第8条 利用者は、利用中に建物又は付属備品等を損傷した場合は、当法人の裁定する損害額を賠償しなければならない。

- 2 荷物の盗難・損傷及び利用者の怪我・事故(車両を含む)に対し、当法人は一切の責任を負わず、利用申請者において負うものとする

附則

この規程は、平成30年11月30日より施行する。